

東京都高等学校体育連盟 バレーボール専門部男子部規定

第1章 名称及び事務所

第1条 専門部は東京都高等学校体育連盟バレーボール専門部男子部（以下本専門部と略称する）と称する。

第2条 本専門部の事務所は、部長、副部長または総務委員長の在任校に置く。

第2章 目的

第3条 本専門部は、東京都高等学校体育連盟の規約に基づき、関係団体と提携し、都内高等学校および中等教育学校後期課程におけるバレーボール活動の健全な発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本専門部は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 高等学校におけるバレーボールの指導、講習会の開催
2. 高等学校バレーボール男子競技大会の開催
3. 委員及び競技役員の資質向上、競技運営のための研修会の開催
4. 関係諸団体との連絡
5. その他目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本専門部は、東京都高等学校体育連盟規約第6条によって組織する。

第6条 本専門部は、東京都の各高等学校および中等教育学校後期課程バレーボール男子部をもって組織する。

第5章 役員

第7条 （1）本専門部に、次の役員をおく。

1. 部長1名(学校長を原則とする)
2. 副部長若干名
3. 委員若干名
4. 顧問若干名
5. 会計監査若干名

（2）役員選出の方法は、別に定める。

第8条 部長及び副部長は、専門部総会において推挙し、東京都高等学校体育連盟理事会の議を経て会長が委嘱する。

1. 部長は、専門部を代表し、会務を総括する。
2. 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 委員は、加盟校の当該クラブ顧問と高等学校バレーボール男子関係教職員より選出し、部長が委嘱する。
4. 本専門部の顧問は、委員総会において推挙し、専門部総会の推薦により部長が委嘱する。
顧問は、専門部の運営に関して部長の諮問に応ずる。

第9条 役員の任期は2ヵ年とする。但し、留任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第10条 本専門部に、次の会議をおく。

1. 専門部総会
2. 委員総会
3. 企画委員会
4. 各種委員会

第11条 専門部総会は、年度1回、部長が招集し、次の事項について審議する。

1. 決算の承認及び予算に関する事項
2. 事業に関する事項
3. その他重要事項

第12条 委員総会及び、企画委員会は部長が招集し、委嘱された事項及び、緊急な事項について審議し処理する。

第7章 会 計

第13条 本専門部の経費は加盟費7,500円、大会参加費、及び補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第14条 本専門部の予算、決算は専門部総会の議を経て、東京都高等学校体育連盟理事会の承認を得るものとする。

第15条 本専門部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第8章 附 則

- 第16条
1. 本規約は昭和48年4月1日より施行する。
 2. 昭和61年4月1日より一部改正。
 3. 昭和63年4月1日より一部字句改正。
 4. 平成3年4月1日より一部改正。
 5. 平成4年4月1日より一部改正。
 6. 平成25年4月1日より改正施行する。